

岩手県特別栽培農産物認証要領に基づく認証の表示について

流 第 446 号

平成15年10月16日

岩手県特別栽培農産物認証要領（平成11年2月17日付け農流第620号）（以下「要領」という。）については、平成15年10月15日付けで改正し、平成16年4月1日から施行することとしましたが、改正後の要領第12第2項に基づく、認証マークの様式及び取扱いについて、別添のとおりとしますので、通知します。

1 認証マークの様式

認証マークの様式は、次のとおりとする。



- (1) には認証機関の名称を記載するものとする。
- (2) 本様式における寸法の比率は、Aを5としてBが6になるように作図するものとする（ $A : B = 5 : 6$ ）。
- (3) 認証マークの印刷文字及び下地の色は、認証機関が定めるものとする。

2 認証マークの表示方法

認証マークの表示は、次のとおりとする。

- (1) 容器包装類又は表示票を用いて表示するものとする。
- (2) 流通段階で取り引きされる単位ごとに表示するものとする。
- (3) ガイドライン表示と併せて表示するものとする。

3 認証マークの表示例

認証マークの表示例は、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、県と協議するものとする。

例 1 認証表示の基本型（認証マーク + 農林水産省ガイドラインによる表示）



農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬：当地比	削減（使用回数）
化学肥料：当地比	削減（窒素成分）
栽培責任者	
住所	県 市
連絡先	- -
確認責任者	
住所	県 市
連絡先	- -

化学合成資材の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
	殺菌	1回
	殺虫	2回
	除草	1回
	元肥	窒素 4kg/10a
	追肥	窒素 1kg/10a

例 2 略式表示（認証マーク + 農林水産省ガイドラインによる表示（略式表示））

商品表示

特別栽培農産物

農薬： 削減（使用回数）

化学肥料： 削減（窒素成分）

農水省新ガイドラインによる表示

（内容別記）

店頭一括表示

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬：当地比	削減（使用回数）
化学肥料：当地比	削減（窒素成分）
栽培責任者	
住所	県 市
連絡先	- -
確認責任者	
住所	県 市
連絡先	- -

化学合成資材の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
	殺菌	1回
	殺虫	2回
	除草	1回
	元肥	窒素 4kg/10a
	追肥	窒素 1kg/10a

例3 (認証マーク+農林水産省ガイドラインによる表示(化学合成資材の使用状況を店舗、インターネット等で別途表示))



農林水産省新ガイドラインによる表示	
	特別栽培農産物
農薬：当地比	削減(使用回数)
化学肥料：当地比	削減(窒素成分)
栽培責任者	
住所	県 市
連絡先	- -
確認責任者	
住所	県 市
連絡先	- -
(化学合成資材の使用状況) http://www.tokusai.....jp/	

(店舗またはインターネットで表示)

化学合成資材の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
	殺菌	1回
	殺虫	2回
	除草	1回
	元肥	窒素 4kg/10a
	追肥	窒素 1kg/10a